

1 改正の内容

- ## 2 新旧对照表

1

時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による育児時間、<u>介護時間</u>又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、<u>当該介護時間</u>又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 第十六条から第二十条まで（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u>	護時間_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則の規定による育児時間__又は介護時間_____の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間__又は当該介護時間_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 第十六条から第二十条まで（略） <u>（新設）</u>
---	---